

令和7年度 保育所（園）利用のご案内

◇◇◇もくじ◇◇◇

- 1 令和7年4月**新規入所(転園)の申込み**について・・・p.2～
- 2 保育の必要性の認定について ～支給認定とは～・・・p.4～
「延長保育について」・・・p.5
- 3 保育所利用の流れ・・・p.6
- 4 令和7年度 **継続入所の申込み**について・・・p.7
「認定内容に変更があった場合の手続」・・・p.7
- 5 継続入所の流れ・・・p.7
- 6 令和7年度 柳井市内の保育所（園）の状況（予定）・・・p.8～
- 7 利用者負担額（保育料）について・・・p.9
「施設等利用給付について」・・・p.9
- 8 記入上の注意・・・p.10
記入例集・・・p.11～



柳井市子育て応援キャラクター
やなきん

お問合せ：柳井市 こどもサポート課
TEL (0820) 22-2111 内線 187・188

1 令和7年4月新規入所（転園）の申込みについて

下記のとおり、令和7年4月1日からの入所申込みを受け付けます。

申込期間後に申込みをされた場合、期間内に申込みをされた人の調整後に利用調整（選考）をします。必ず期間内に提出してください。

なお、利用調整は、申込みの先着順ではなく、保育の必要性の高い順に行います。

<申込期間> **令和6年11月1日（金）～令和6年12月27日（金）**
<申込場所> **柳井市こどもサポート課・各保育所（園）**

☆次の場合も上記期間にお申込みください。

- ① 令和7年4月から転園を希望する場合
- ② 令和6年度申込者で利用施設が決定していない場合
- ③ 現在、柳井市外にお住まいで、令和7年3月31日までに柳井市に転入予定の場合
（申込時点で柳井市内に住む場所が決まっている場合に限る。）
- ④ 令和7年1月から3月の間で入所を希望しており、令和7年4月以降も継続して入所を希望する場合



＜申込書類＞

(1) 「子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書」(白色)

※令和7年4月1日時点の状況(予定)を記入してください。

(2) 「利用調整調査票」

※利用調整を行う上で大切な書類です。誤りや記入漏れがないよう注意してください。

(3) 「保育所利用申込時の発達状況等確認票」

(4) 保育を必要とする理由を証明する書類 ※父母それぞれの証明が必要です(ひとり親世帯を除く。)

保育を必要とする理由	添付書類及び注意事項
①就労・就労内定	「勤務(内定)証明書」 会社等勤務の人は勤務先が、内職の人は納品先が、自営業の人は自営主が証明してください。
	「就労状況(予定)申立書」(勤務(内定)証明書の裏面) 自営業・在宅勤務の人、勤務先の経営者が自身又は親族の人、内職の人は、記入が必要です。
②妊娠・出産	母子手帳の表紙と出産予定日が記載されたページ(写) 切迫早産や産後の体調不良などの場合は、医師の診断に従い、期間を変更しますので、診断書を提出してください。
③疾病・障がい	医師の診断書又は障害者手帳等(写)
④介護・看護	「介護・看護状況申立書」 〔添付書類〕医師の診断書、障害者手帳、介護保険被保険者証等(写)
⑤求職活動	「求職活動誓約書」
⑥就学・職業訓練	「就学・職業訓練等申立書」 〔添付書類〕就学、職業訓練等の期間と時間が確認できる物(在学証明書、学生証、合格決定通知書、時間割等(写))

※不足書類がある場合、支給認定及び利用調整の対象外となります。必ず期間内に提出してください。

(5) 状況に応じて必要な書類

状 況	添付書類及び注意事項
令和5年又は令和6年中に海外勤務をしていた場合	海外勤務期間中の収入を証明する書類
在宅障がい者(児)がいる場合	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害年金証書等(写)
柳井市に転入予定で申込みをする場合	転入予定の事実が確認できる不動産売買契約書又は賃貸契約書の写し等(写)
転園希望の場合	転園希望届

2 保育の必要性の認定について ～支給認定とは～

平成 27 年度から、3 つの区分の認定（支給認定）に応じて、施設等の利用先が決まるようになりました。保育所の利用を希望する場合は、「保育が必要である」という認定（2 号認定・3 号認定）を受ける必要があります。

市は、保護者からの支給認定の申請に基づき、原則 30 日以内に「**支給認定証**」を交付します。※令和 7 年 4 月入所の認定については、事務が集中し、審査に時間を要するため、2 月上旬頃に「支給認定証」を送付します。

（1）認定区分

年 齢	保育の必要性	認定区分	教育・保育時間	利用できる施設
満 3 歳以上	なし	1 号認定	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
満 3 歳以上	あり	2 号認定	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園
満 3 歳未満	あり	3 号認定	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園

（2）保育を必要とする理由

2 号認定・3 号認定を受けるには、下記のいずれかの理由に該当する必要があります。

- ① 1 か月に 48 時間以上（1 日 4 時間以上かつ月 12 日以上）の就労がある。
- ② 妊娠中又は出産後である。
- ③ 疾病やけが、又は精神や身体に障がい有している。
- ④ 同居又は長期入院等の親族を介護・看護している。
- ⑤ 火災、風水害、地震などの災害復旧に当たっている。
- ⑥ 求職活動を継続している。
- ⑦ 就学・職業訓練等を受けている。
- ⑧ 虐待やDVのおそれがある。
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している兄弟がいて継続利用が必要である。
- ⑩ その他、保育が必要と市が認める場合

(3) 保育所を利用できる時間（保育必要量）

「勤務（内定）証明書」等の記載内容により、市が保育必要量の認定を行います。

区分	認定要件（「就労」の場合）	利用時間
保育標準時間	保護者のいずれもが、週 30 時間、月 120 時間以上の就労	1 日最大 11 時間で、 保育を必要とする時間
保育短時間	保護者の兩人又はいずれかが、月 48 時間以上（1 日 4 時間以上かつ月 12 日以上）120 時間未満の就労	1 日最大 8 時間で、 保育を必要とする時間

※介護や就学の理由で、保育を必要とする場合の利用時間は、各家庭の状況から判断して認定します。

※1日に利用できる最大の時間を超えて利用する場合は、**延長保育**となります。仕事等でやむを得ない理由であれば、保育所が認める範囲で利用できます。

*** 延長保育について ***

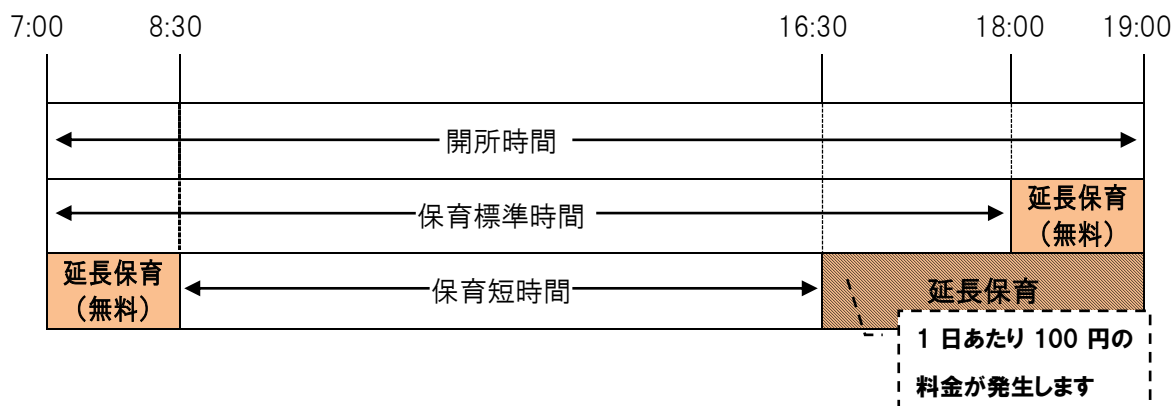
- ・ 保育標準時間認定 … 開所時間より、原則 11 時間を超えて保育を受ける時間帯
- ・ 保育短時間認定 … 8:30～16:30（※市内保育所の場合）の前後に保育を受ける時間帯は、延長保育となります。

延長保育料を徴収します（保育短時間認定のみ）。

保育短時間認定の人が 16:30 以降利用する場合は、子ども 1 人につき 1 日当たり 100 円徴収します。延長保育料は、保育料無償化の対象となりません。

※保育標準時間認定の人の延長保育料は、無料です。

【例】 開所時間 7:00～19:00
 保育標準時間 7:00～18:00
 保育短時間 8:30～16:30 の場合



(4) 保育を必要とする理由ごとの利用できる期間・1日の時間

保育を必要とする理由	利用できる期間	利用できる1日の時間	
		標準時間 (11時間以内)	短時間 (8時間以内)
①就労・就労内定	対象の子どもの小学校就学まで	○	○
②妊娠・出産	出産予定日の8週間前の月の初日～ 出産日から8週間を経過する日の月末 (子どもの小学校就学までの方が短い場合、その期間)	○	—
③疾病・障がい	対象の子どもの小学校就学まで	○	—
④介護・看護	対象の子どもの小学校就学まで	○	○
⑤災害復旧	対象の子どもの小学校就学まで	○	—
⑥求職活動	90日を経過する日の月末まで	—	○
⑦就学・職業訓練	保護者の卒業予定日の月末まで (子どもの小学校就学までの方が短い場合、その期間)	○	○
⑧育児休業取得時の継続利用	育児休業の対象となる子どもの出産後、 1年6か月を経過する日の月末まで	—	○
⑨その他	市が必要と認める期間	○	○

※子どもが満3歳未満の場合、認定の有効期間は、“子どもの小学校就学まで”が“子どもが満3歳に到達する前日まで”となります。この場合、満3歳到達時に、新たに「支給認定証」を交付します。

3 保育所利用の流れ

- ① 入所申込み受付（「保育の必要性」の認定申請と入所申込みを同時に手続）
令和6年11月1日（金）～令和6年12月27日（金）
↓
- ② 希望や保育所状況により調整後、入所決定（支給認定証及び入所承諾書の交付）
令和7年2月上旬予定
↓
- ③ 保育料の決定通知
令和7年4月上旬予定 ※令和6年9月から、保育料を完全無償化しています。

4 令和7年度継続入所の申込みについて

支給認定を受けた子どもが、継続して保育所を利用するには、引き続き認定事由に該当していることを確認するため、毎年「現況届」の提出が必要です。

＜提出期間＞ 各保育所（園）が指定する日まで

＜提出場所＞ 各保育所（園）

＜提出書類＞

(1) 「子どものための教育・保育給付認定兼子育てのための施設等利用給付認定現況届」（桃色）

※令和7年4月1日時点の状況(予定)を記入してください。

(2) 保育を必要とする理由を証明する書類 ※3 ページの (4) を参照

(3) 状況に応じて必要な書類 ※3 ページの (5) を参照

*** 認定内容に変更があった場合の手続 ***

「支給認定証」に記載されている事項に変更のある人は、別途手続が必要です。

(例 1) 就職した（又は、退職した）

(例 2) 就労時間が変わったので保育短時間から保育標準時間に変更したい 等

☆「現況届」と併せて、「子どものための教育・保育給付に係る支給認定変更申請書兼変更届出書」を提出してください。

5 継続入所の流れ

① 「現況届」受付

認定内容に変更がないか等、市で審査

↓

② 令和7年度 入所承諾書送付

令和7年2～3月予定

↓

③ 保育料の決定通知

令和7年4月上旬予定

※令和6年9月から、保育料を完全無償化しています。

6 令和7年度 柳井市内の保育所（園）の状況（予定）

施設名	所在地	平日の開所時間 (延長時間を含む)	土曜の開所時間
	電話番号	標準時間	標準時間
	公立・私立（定員）	短時間	短時間
柳井南保育所	伊保庄 2530-3（小野下前）	7:00～19:00	7:30～17:00
	27-0030	7:30～18:30	8:30～17:00
	公立（50人）	8:30～16:30	8:30～16:30
大畠保育所	神代 2966-25（中筋）	7:00～19:00	7:30～17:00
	45-2619	7:30～18:30	8:30～17:00
	公立（40人）	8:30～16:30	8:30～16:30
ルンビニ保育園	柳井 2202-2（片野西）	7:00～19:00	7:00～18:00
	22-1078	7:00～18:00	7:00～18:00
	私立（100人）	8:30～16:30	8:30～16:30
ルンビニ第二保育園	柳井 961-1（白潟西二）	7:00～19:00	7:00～18:00
	22-9900	7:00～18:00	7:00～18:00
	私立（90人）	8:30～16:30	8:30～16:30
放光保育園	柳井津 308-4（土手）	7:00～19:00	7:20～18:00
	22-3076	7:00～18:00	7:20～18:00
	私立（90人）	8:30～16:30	8:30～16:30
若葉保育園	柳井 4395-1（下馬皿）	7:00～19:00	7:00～18:00
	22-1178	7:00～18:00	7:00～18:00
	私立（70人）	8:30～16:30	8:30～16:30
羽仁保育園	古開作 962-5（西向地）	7:00～19:00	7:00～18:00
	23-2625	7:00～18:00	7:00～18:00
	私立（50人）	8:30～16:30	8:30～16:30
伊陸保育園	伊陸 6215-2（藤の木）	7:00～19:00	7:00～18:00
	26-0825	7:00～18:00	7:00～18:00
	私立（20人）	8:30～16:30	8:30～16:30
ひづみ保育園	日積 5551-1（大原）	7:00～19:00	7:00～18:00
	28-0428	7:00～18:00	7:00～18:00
	私立（30人）	8:30～16:30	8:30～16:30
新庄保育園	新庄 2628-1（下富尾）	7:00～18:30	7:00～18:00
	23-0491	7:00～18:00	7:00～18:00
	私立（50人）	8:30～16:30	8:30～16:30
余田保育園	余田 1418（小平尾）	7:00～19:00	7:00～18:00
	22-2410	7:00～18:00	7:00～18:00
	私立（60人）	8:30～16:30	8:30～16:30

7 利用者負担額（保育料）について

- ① 令和 6 年 9 月から、保育料を完全無償化しています。

※柳井市の住民基本台帳に記録されており、かつ、市内に居住している人が対象となります。

- ② 別途、延長保育料が必要となる場合があります（5 ページを確認してください。）。

- ③ その他、各園で実費徴収がある場合があります。

*** 施設等利用給付（預かり保育・認可外保育園等の無償化）について ***

施設等利用給付認定申請をして、保育の必要性の認定を受けることで、利用料が還付されます。認可保育所や認定こども園（2・3号認定）を利用している人は、対象となりません。

① 幼稚園の預かり保育

- ・預かり保育の利用日数に応じて、最大月額 11,300 円まで
- ・満 3 歳児（3 歳の誕生日から最初の 3 月 31 日を迎える前の子ども）の利用料は、住民税非課税世帯が対象で、最大月額 16,300 円まで
- ・対象施設 柳美幼稚園、市外幼稚園・認定こども園（1号認定）

② 認可外保育施設・一時預かり保育・病児保育・ファミサポ等

- ・3 歳児から 5 歳児クラスまでの子どもの利用料は、最大月額 37,000 円
 - ・住民税非課税世帯の 0 歳児から 2 歳児クラスまでの利用料は、最大月額 42,000 円
- 対象施設等

認可外保育施設	双葉愛保育園、ふたば保育園、たんぽぽ保育園 等
一時預かり保育	市内全認可保育園
病児保育	のびのび（平生町）等
ファミサポ	やないファミリー・サポート・センター（預かり）

その他不明な事項等につきましては、こどもサポート課までお問合せください。

8 記入上の注意

新規入所の人、継続入所の人共通の記入上の注意です。

①提出書類全般について

「子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書」（白色）

「子どものための教育・保育給付認定兼子育てのための施設等利用給付認定現況届」（桃色）

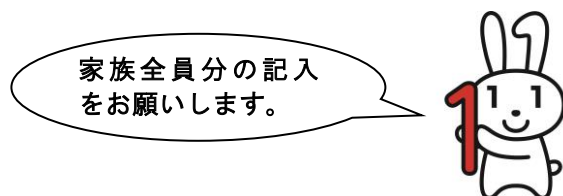
「利用調整調査票」、「保育所等利用申込時の発達状況等確認票」

は、子ども 1 人につき 1 枚使用してください。

なお、その他の添付書類（「勤務（内定）証明書」等）は、きょうだいで入所する場合でも、一部ずつで構いません。

②個人番号（マイナンバー）の記入について（※新規のみ）

保育所利用に当たり、マイナンバー（12 桁）の記入が必要です。



③「在宅障がい者の有無」について

世帯に ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 の所持者、
又は ・特別児童扶養手当の支給対象児 ・国民年金の障害基礎年金等の受給者
がいる場合は、「あり」に○をしてください。

なお、「あり」の場合は、障害者手帳等の写しを添付してください。

④育児休業給付金の支給対象期間延長手続きについて

令和 7 年 4 月から、保育所等に入れなかったことを理由とする育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが厳格化されます。

申請には、市に保育所等の利用を申し込んだ時の申込書の写し（市の受付印不要）が必要となりますので、手続きが必要となる可能性がある人は、提出前に写しをとって保管しておいてください。市窓口でのコピー対応はできません。

（参考）厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00040.html

書類記入に当たっては、
次ページからの記入例を
参考にしてください！